

平成 25 年 9 月 18 日

まちづくりグループ
政策担当

法令遵守の推進に関する条例（素案）について

1 条例制定に向けての考え方

自治体職員は、法令を遵守し、公正に職務を執行しなければなりません。しかしながら、全国的に自治体職員の不適切な職務執行の事例が多発しており、これを防止するためには、職員の法令遵守及び倫理の保持について組織的に取り組む体制を整備する必要があると考えます。

そこで、自治推進委員会（平成 23 年度第 5 回）の検討及び『アクションプラン』（平成 25 年 4 月）No.14「公益通報制度の創設」の計画にしたがい、条例の制定を進めます。

なお、上記アクションプランの項目は、自治基本条例 43 条（公益通報及び法令遵守）及び 32 条～35 条（行政の責務）の規定を受けて策定されたものです。

2 条例の骨子

1 総則及び職員倫理

- （1）条例の目的（1 条）
- （2）用語の定義（2 条）
- （3）職員の倫理原則（3 条）
- （4）町の執行機関の責務（4 条）
- （5）法令遵守監察員（外部委員）の設置、職務等（4 条～7 条）

2 公益通報制度（職員等からの内部告発）

- （1）公益通報の方法、事前相談（8 条～9 条）
- （2）法令遵守監察員による調査（10 条～12 条）
- （3）調査結果の報告及び勧告等（13 条）
- （4）是正措置等（14 条）
- （5）公益通報者等の保護（15 条）

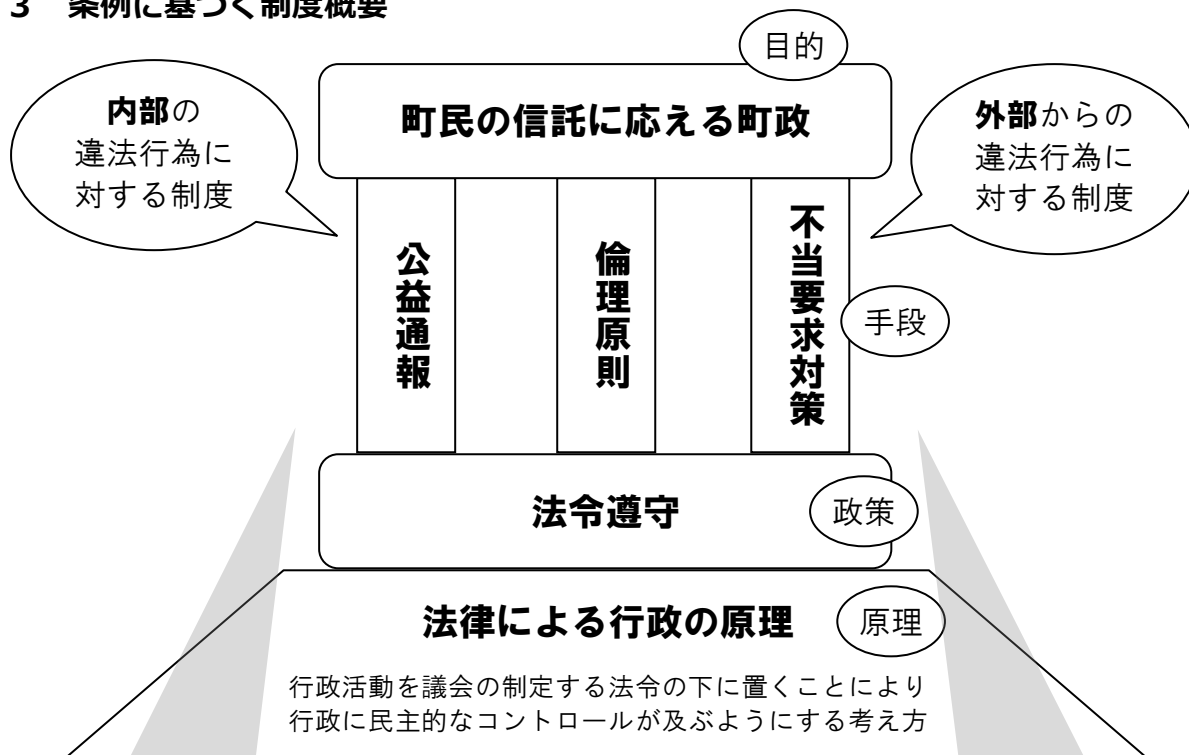
3 不当要求行為等に対する措置

- （1）要望、提案等に対する基本原則（16 条）
- （2）不当要求行為等に対する措置等（17 条、19 条）
- （3）不当要求行為等に関わる職員等の保護（18 条）

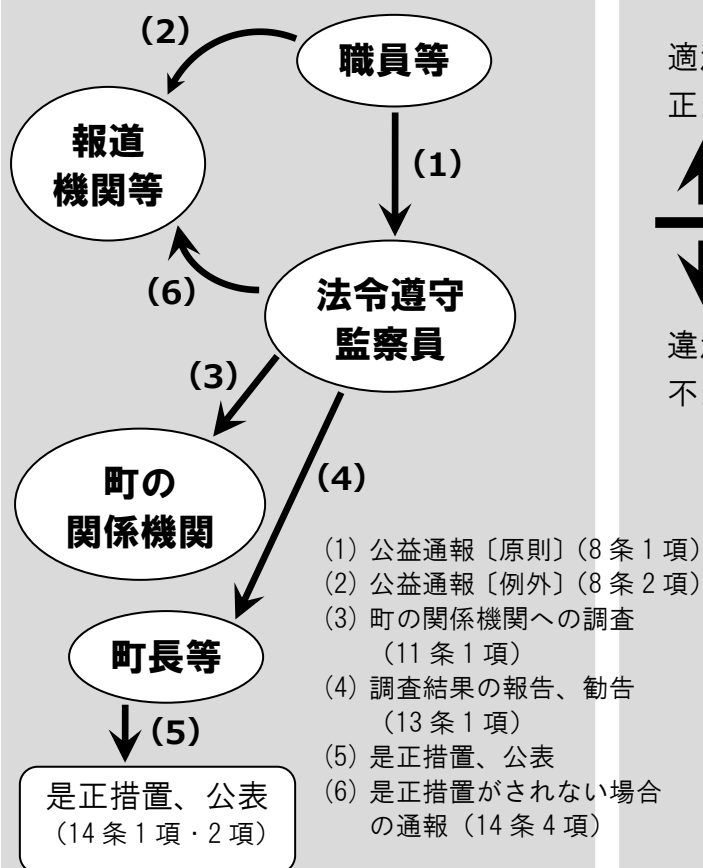
4 雑則

- （1）運用状況の公表（20 条）
- （2）委任規程（21 条）

3 条例に基づく制度概要



公益通報制度



不当要求行為等に対する制度

